

# 令和7年1月以降、初診時・再診時に 選定療養費が必要となります。

令和6年8月 滋賀県立小児保健医療センター

小児保健医療センターは、令和7年1月1日、総合病院と統合し、新たな滋賀県立総合病院として出発します。

これに伴い、他院からの紹介状なしに受診した場合に、保険適用の初診料・再診料とは別に「初診時・再診時の選定療養費」をご負担いただくこととなります。

令和7年1月以降の受診を希望される場合は、まずはかかりつけ医にご相談ください。

医師の指示のもと、通院中の患者さんにつきましては、治療中の診療科での選定療養費はかかりません。

なお、治療中の診療科以外の診療科を受診される場合、紹介状または院内紹介がないと選定療養費をご負担いただくこととなりますのでご了承ください。

## 選定療養費

### ○ 初診時

医科：11,000円

### ○ 再診時

医科：3,300円

## 対象外となる方

- 他の医療機関（診療所等）からの紹介状をお持ちの方
- 公費負担医療の対象の方（※一部を除き、福祉医療費助成制度（マル福）は選定療養費の対象となります。）
- 当院の他の診療科からの紹介で受診される方
- 特定健診等の結果により精密検査受診の指示を受けた方
- 交通事故で受診される方

ご不明な点はスタッフまでご相談ください

## よくあるご質問

Q1 初診時・再診時の選定療養費とは何ですか？

A. かかりつけ医と大規模病院との役割分担を進めるため国によって定められた制度です。紹介状を持参せずに初診で受診する場合、または症状が安定し、他の医療機関へ紹介した患者さんがご自身の判断により当院を再度受診された場合には、ご負担いただきます。

Q2 予防接種のみを受ける場合も紹介状が必要ですか？

A. 予防接種は保険診療ではないため、紹介状は必要ありません。

Q3 再診時選定療養費は毎回支払う必要があるのでしょうか？

A. 医師の指示なく、再診を希望される場合はご負担いただく必要があります。

Q4 当院で受診している診療科と別の診療科を受診する場合は、選定療養費はかかりますか？

A. 紹介状または院内紹介がないと選定療養費をご負担いただく必要があります。